

# 労働契約法等に関する講習会

社団法人  
東京建設業協会

本年3月、労働契約法が施行されました。

この法律は、労働者及び使用者の自主的な交渉の下で、労働契約が合意により成立し、又は変更されるという合意の原則その他労働契約に関する基本的事項を定めることにより、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるようにすることを通じて、労働者の保護を図りつつ、個別の労働関係の安定に資することを目的としています。

本法の施行は、近年の就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働者及び使用者の労働関係が良好なものとなるようにルールを整えることが求められていたことが背景にあります。

当協会では、東京労働局の担当者から労働契約法等について説明をしていただくとともに、雇用・能力開発機構東京センターの担当者から建設業で活用できる各種の助成金制度について説明していただく講習会を開催いたします。

経営幹部の方をはじめ、人事・労務・総務ご担当者並びに職場管理者の方々のご参加をお待ちしております。

## 開催日時

平成20年7月3日(木) 13時30分～15時30分（13時受付開始）

## 内容・講師

### 1. (独) 雇用・能力開発機構の建設業関連助成金制度について

講師 独立行政法人雇用・能力開発機構東京センター 安藤佳延氏

### 2. 労働契約法等について

講師 東京労働局労働基準部監督課 専門監督官 深澤健氏

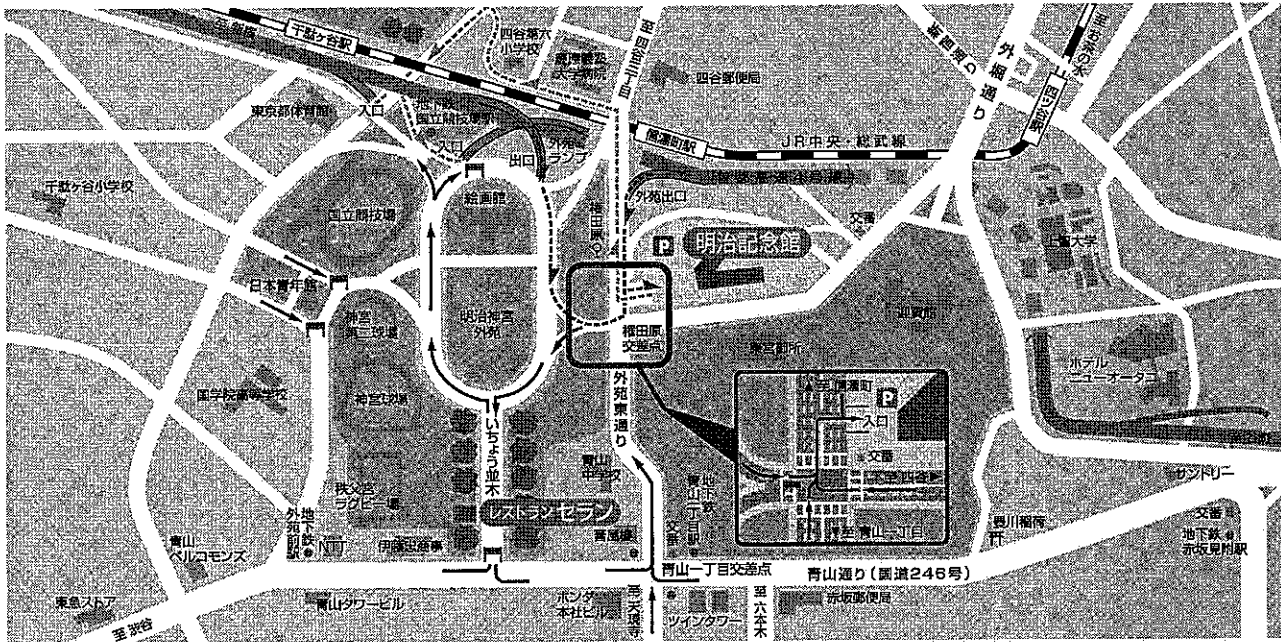
- (1) 労働契約法の概要
- (2) 労働契約の成立及び変更
- (3) 労働契約の継続及び終了
- (4) 期間の定めのある労働契約
- (5) その他

## 受講料

無料

## 会場

港区元赤坂2-2-23 明治記念館1階 末広の間 [電話03-3403-1171]



### 交通

JR信濃町駅 徒歩3分

地下鉄青山1丁目駅 徒歩6分

地下鉄国立競技場駅 徒歩6分

## 申込方法

- ・定員50名（先着順受付）
- ・申込書に所要事項をご記入の上、FAX（03-3555-2170）にてお申込みください。
- ・申込みを受付け次第、受付印・受付番号を押印の上、折り返しFAXにて返信いたします。
- ・定員に達した場合などで受付けできない場合は、その旨ご連絡いたします。

## 問い合わせ先

社団法人東京建設業協会 講習会係（TEL 03-3552-5656 FAX 03-3555-2170）

〒104-0032 中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 5階

各種研修会は、随時東建ホームページ（<http://www.token.or.jp>）にてご案内しております。